

各所属所長 殿

公立学校共済組合鹿児島支部事務局長

「年収の壁・支援強化パッケージ」における事業主の証明による被扶養者認定の円滑化の取扱いについて（通知）

被扶養者の認定においては、年額130万円（60歳以上の者及び障害を支給事由とする公的年金の受給要件に該当する程度の障害を有する者にあつては180万円。以下「認定限度額」という。）未満の収入であること等が要件となっておりますが、パート・アルバイトで働く者が人手不足による労働時間延長等に伴う一時的な収入変動により認定限度額を超えた場合、特例措置として、事業主の証明によって原則連続2回を上限に被扶養者として新規認定及び継続認定が可能になりました。具体的な取扱いは下記のとおりです。

については、貴所属所組合員に周知してくださるようお願いいたします。

記

1 概要

被扶養者の収入確認に当たって、認定限度額を超える場合であっても、事業主の証明書が提出された場合は、原則連続2回を上限に「一時的な収入変動」とします。

2 対象者

現在被扶養者として認定されている者又は令和5年10月20日以降、新たに被扶養者として認定を受けようとする者

3 対象となる収入

人手不足による労働時間延長等に伴う一時的な収入とします。

一時的な収入増加の要因としては、主に時間外勤務（残業）手当や臨時的に支払われる繁忙手当等が想定され、一時的な収入変動に該当するのは、次のようなケースです。

- (1) 当該事業所の他の従業員が退職したことにより、当該労働者の業務量が増加したケース
- (2) 当該事業所の他の従業員が休職したことにより、当該労働者の業務量が増加したケース
- (3) 当該事業所における業務の受注が好調だったことにより、当該事業所全体の業務量が増加したケース
- (4) 突発的な大口案件により、当該事業所全体の業務量が増加したケース

※ 基本給が上がった場合や恒常的な手当が新設された場合など、今後も引き続き収入が増えることが確実な場合は、一時的な増加とは認められず、対象とはなりません。また、雇用契約書等で、年間の収入の見込みが恒常的に認定限度額以上となることが明らかな場合も、対象とはなりません。

4 提出書類

新たに認定する被扶養者がこの特例措置に該当する場合、次の書類を提出してください。

- (1) 新規認定の申告をする際の通常の提出書類（共済のしおり13～15ページ参照）
 - (2) 別添「被扶養者の収入確認に当たっての『一時的な収入変動』に係る事業主の証明書」
 - (3) 最新の雇用契約書等
- ※ 現在認定されている被扶養者がこの特例措置に該当する場合は、令和6年度以降の検認時に、通常の提出書類に加えて上記(2)、(3)を提出してください。

5 適用日

令和5年10月20日

※ 令和5年10月19日以前の被扶養者認定等については遡及して適用されません。

※ 令和5年10月19日以前に被扶養者としての要件を欠いていた場合は、認定取消となります。その後、令和5年10月20日以降の期間について特例措置により再度認定を希望する場合は、新規認定の手続きを行う必要がありますが、「被扶養者認定（取消）申告書（整理番号10）」の所属受付日が本通知の発出日から30日以内である場合に限り、令和5年10月20日付け認定とします。

※ 新たに被扶養者としての認定を受ける場合で、令和5年10月20日時点で既にこの特例措置の認定要件を備えている場合、「被扶養者認定（取消）申告書（整理番号10）」の所属受付日が本通知日の発出日から30日以内である場合に限り、令和5年10月20日付け認定とします。

6 留意事項

- (1) 今回の措置はあくまでも「一時的な事情」として認定を行うことから、同一の被扶養者について原則として「連続2回」までを上限とします。

【例1】 令和5年12月1日付け新規認定において証明書を提出し、令和6年度の検認において証明書を提出する場合、検認の時点が1回目となります。

【例2】 現在被扶養者として認定されている者が、令和6年度の検認において証明書を提出する場合、検認の時点が1回目となります。

- (2) 被扶養者が勤務先で社会保険に加入した場合は、被扶養者認定は取消となります。
- (3) フリーランス・自営業者等、特定の事業主と雇用関係にない場合は対象外です。
- (4) 事業主の証明を確認するに当たって、別途書類の提出を求める場合があります。
- (5) 証明書の提出をもって必ず被扶養者として認定されるわけではありません。収入要件以外の要件を満たしていないことにより、被扶養者に該当しなくなることがあります。

7 その他

詳細については、厚生労働省のホームページを参照してください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/taiou_001_00002.html

問い合わせ先

公立学校共済組合鹿児島支部
(鹿児島県教育庁総務福利課内)
年金給付係 担当 宮里, 湯ノ口
TEL : 099-286-5220 (直通)

URL:<http://www.kouritu.go.jp/kagoshima/>